



1983年 2月制定
1993年 1月改訂
1995年 5月修正
2005年 4月修正
2007年 6月改訂
2010年 2月改訂
2010年 11月改訂
2011年 9月改訂
2012年 7月改訂
2016年 10月修正
2017年 1月修正
2018年 2月改訂

ヘルメット公認/推奨要領（2018）

（公財）日本自転車競技連盟

本連盟は自転車競技の安全と競技としての特質を考慮し、本連盟および加盟団体の主管する自転車競技大会に使用するヘルメットを次により公認する。また、自転車スポーツの安全な普及振興を図るためのヘルメット推奨制度を設ける。この推奨ヘルメットは自転車競技用の公認ヘルメットとはみなさない。

1 公認または推奨の申請者

- (1) 日本国内において公認または推奨を取得しようとするヘルメットの販売権を持つものは、当該ヘルメットの公認または推奨を本連盟に申請することができる。
- (2) 公認または推奨の申請者は本連盟競技規則およびヘルメット公認/推奨要領を順守し、かつ当該ヘルメットの品質および証紙の貼付に責任を持たなければならない。

2 公認の条件

- (1) 本連盟競技規則、ヘルメット公認/推奨要領に適合していること。かつ、本連盟の「ヘルメットの性能およびその試験基準」に適合している証明として、（一財）車両検査協会の発行する試験成績書を添付するか、JIS規格表示の認証工場の製品の場合は、認証の証明書の写しとその検査設備による成績書を添付すること。また*SGまたは**CEマーク表示を持つものについてはその「証明書」と「検査報告書」を添付すること。
- (2) ヘルメットの内側または外面の見やすいところに、消除が困難な方法で製造年月を表示すること。
- (3) 別に定める公認申請書により、申請料を納入の上申請し、認可を受けること。
- (4) 認可にあたり本連盟は、ヘルメットの構造、形状、付属品等の状態により、必要とする場合はその使用条件に制限を加えることがある。
- (5) 公認の期限は、当該認可年の1月1日または認可の翌日のいずれか遅い方の日付より、当該認可年の12月31日までとする。
- (6) 本連盟および加盟団体の主催する競技大会には、公認された形式のヘルメット以外の物の使用を禁止する。したがって、公認された形式のヘルメットには、公認ヘルメットを示す証紙を貼付する。
- (7) 証紙は当該ヘルメットが公認されていることを示すものとして、100枚を単位として発行する。公認申請者は証紙の適正な管理に責任を持たなければならない。
- (8) 公認された形式のヘルメットは出荷時にその全数に公認ヘルメットを示す証紙が貼付されていなければならない。
- (9) 公認ヘルメットの販売価格については、本連盟の意向を参考とする。
- (10) 広告物に本連盟公認の旨表示することはできるが、誇大表示等、利用者を惑わす表現をすることはできない。

*SG：一般財団法人製品安全協会のSG基準

**CE：全EU加盟国の基準を満たすものにつけられるマーク

3 推奨の条件

- (1) 本連盟競技規則、ヘルメット公認/推奨要領に適合していること。かつ、本連盟の「ヘルメットの性能およびその試験基準」に適合している証明として、(一財)車両検査協会の発行する試験成績書を添付するか、JIS規格表示の認証工場の製品の場合は、認証の証明書の写しとその検査設備による成績書を添付すること。また*SGまたは**CEマーク表示を持つものについてはその「証明書」と「検査報告書」を添付すること。
- (2) ヘルメットの内側または外面の見やすいところに、消除が困難な方法で製造年月を表示すること。
- (3) 別に定める推奨申請書により申請料を納入の上申請し、認可を受けること。
- (4) 推奨の期限は、当該認可年の1月1日または認可の翌日のいずれか遅い方の日付より、当該認可年の12月31日までとする。
- (5) 本連盟および加盟団体の主催する競技大会には、推奨のみを与えられた形式のヘルメットは使用できない。推奨された形式のヘルメットには、推奨ヘルメットを示す証紙を貼付する。
- (6) 証紙は当該ヘルメットが推奨されていることを示すものとして、100枚を単位として発行する。推奨申請者は証紙の適正な管理に責任を持たなければならない。
- (7) 推奨された形式のヘルメットは出荷時にその全数に推奨ヘルメットを示す証紙が貼付されていなければならない。
- (8) 推奨ヘルメットの販売価格については、本連盟の意向を参考とする。
- (9) 広告物に本連盟推奨の旨表示することはできるが、誇大表示等、利用者を惑わす表現をすることはできない。また、競技には使用できないことを明示しなければならない。

*SG：一般財団法人製品安全協会のSG基準

**CE：全EU加盟国の基準を満たすものにつけられるマーク

4 公認または推奨の取り消し

上記の各号に違反した場合は公認または推奨を取り消す。

公認証紙見本



実寸は直径18mm

推奨証紙見本



実寸は直径18mm

補足：

1. 公認/推奨ヘルメット検査基準に基づく衝撃吸収性能試験は、(一財)日本車両検査協会で行うことができます。

東京検査所： 〒114-0003, 東京都北区豊島7-26-28

電話：03(3912)2361

Fax: 03(3912)2208

URL: <http://jvia.or.jp>

大阪検査所： 〒590-0983, 大阪府堺市堺区山本町2丁66-2

電話：072(233)2001

Fax: 072(233)2002

URL: <http://jvia.or.jp>

2. 公認/推奨申請にあたっては、公認申請書に必要事項を記入の上、

① (財)日本車両検査協会発行の検査証 (申請日より30日以内に発行されたもの)

② 材質、寸法を明記した図面 (3面図および縦断面図)

③ ヘルメットのサンプル (通常のロードバイク用の場合1個、エアロタイプなど特殊なものの場合3個、また公認更新時には不要)

を添えて下記まで郵送にてお送りください。

(財)日本自転車競技連盟：

〒141-0021, 東京都品川区上大崎3-3-1, 自転車総合ビル5F

電話：03(6277)2690

E-mail: cycling@japan-sports.or.jp

3. 公認/推奨申請料は製品1件あたり、3,000円です。(2013年4月より)

下記までにご送金ください：

りそな銀行東京公務部

(普通) 6104013

(公財) 日本自転車競技連盟

4. 申請書受理後、本連盟競技委員会で審査の上、公認/推奨の可否をご連絡いたします。

5. 公認証紙発行料は1枚につき200円です。(2011年9月度発行申請分より～)

推奨証紙発行料は1枚につき100円です。(2009年度～)

6. 発行された証紙の管理は申請者の責任となります。公認/推奨要領、規則、基準に反した扱いがあった場合は、公認を取り消します。

7. 公認/推奨証紙の発行申請書には、公認/推奨認定書の写しを添付し、郵送すること。

〒141-0021

東京都品川区上大崎3-3-1

自転車総合ビル5F

(公財)日本自転車競技連盟

総務部ヘルメット証紙担当まで



ヘルメット公認/推奨申請書

(公財)日本自転車競技連盟御中

申請年月日:

申請社名:

所在地:

電話:

ファクシミリ:

e-mail:

担当者名:

当社製品は、(公財)日本自転車競技連盟競技規則および公認ヘルメット検査基準に適合いたしますので、下記のとおり(公認/推奨*)を申請いたします。

記

1. 公認/推奨申請年度

2. 公認/推奨の別

☐公認 ☐推奨

対象品のブランド名(和文表示)

(英文表示)

3. 製品名・型番

(和文表示)

(英文表示)

4. 製造社・製造国

(和文表示)

(英文表示)

5. 材質・重量および構造(図面添付)

6. (財)日本車両検査協会等の公的機関による性能証明書

7. 予定価格(税別価格)

*:公認あるいは推奨のどちらの申請かを明示してください。